# 国際文化研究

Intercultural Studies Etudes Interculturelles Internationale Kulturforschungen 国际文化研究 Исследование Международной Культуры 국제문화연구

## 第 21 号

〈論文〉 日口言語教育交流小考 ····································	長	江	文春幸	子	(3)
オーストラリア先住民運動 ―普遍性の主張と差異の承認をめぐる政治―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	友	永	雄	吾	(17)
한국어를 배우는 일본인 학습자의 오류 표현에 대해서	朴		炫	国	(31)

2 0 1 7

#### 「国際文化研究」投稿規程

- 1. 本誌は、研究活動の報告を主目的とする。投稿者は国際学部及び国際文化学部の専任教員を原則とする。共著論文の場合、共著者の一名が国際学部及び国際文化学部の専任教員でなければならない。 その他の投稿希望者については編集委員会において対応する。
- 2. 投稿論文は査読・審査を受けなければならない。
- 3. 本誌は年一回の発行とする。
- 4. 本誌に掲載する論文、研究ノート、書評等は未刊のものに限る。
- 5. 言語は原則として日本語、英語、フランス語、中国語、コリア語とする。その他の言語については 編集委員会において検討する。
- 6. 日本語の原稿の分量は 20,000 字以内とする (図、表、写真等を含む)。その他の言語については上記に準ずる。
- 7. 原稿は、原則として Microsoft Word 形式とし、CD-R 等の電子媒体に保存のうえ、印刷した原稿 一部を添えて編集委員会に提出すること。なお、提出された原稿は返却しない。
- 8. 原稿の最初には題名、著者名、職名、所属機関名を明記する。次いで日本語(200 字以内) および 英語(100 語以内) の要旨を付ける。更に日英両言語および執筆言語による題名とキーワードを要 旨の後に付ける。本文はその後より始める。
- 9. 著者による校正は二校までとする。校正段階での大幅な加筆や削除はできない。
- 10. 掲載論文等については50部の抜刷を提供する。50部を超える場合は、その費用を投稿者が負担する。
- 11. 投稿者は投稿規程を遵守し、原稿の内容および表現に責任を持たなければならない。
- 12. 査読制度を設けるものとする。また、掲載の可否については、編集委員会および編集委員会から依頼を受けた査読委員が協議し決定する。
- 13. 投稿・出版に関するその他の指示は編集委員会より連絡する。
- 14. 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により 公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を国際文化学会に委託するものとする。た だし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。
- 15. 上記に記載していない事項については、必要に応じて編集委員会において検討する。
- 16. 本規程は平成14年4月1日より実施する。
- 17. 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て運営委員会がこれを決定する。

#### 付則

- 1 平成 18年 11月 15日改正
- 2 平成 27 年 2 月 20 日改正
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### INTERCULTURAL STUDIES

#### **Guidelines for Manuscripts**

- 1. The main purpose of Intercultural Studies is publication of research; in principle authors should be full-time teachers in The Faculty of International Studies and The Faculty of Intercultural Communication.
  - In the case of joint authorship, one author must be a full-time teacher of The Faculty of International Studies and The Faculty of Intercultural Communication. All other cases shall be dealt with by the editorial board.
- 2. Manuscripts submitted for publication will be refereed.
- 3. Intercultural Studies will be published once a year.
- 4. Intercultural Studies accepts only unpublished manuscripts, including articles, notes on research in progress, and book reviews.
- 5. The principal languages for publication are Japanese, English, French, Chinese and Korean. Publication of manuscripts in other languages will be considered by the editorial board.
- 6. Manuscripts should not exceed 20,000 characters in Japanese (including figures, charts, maps, and tables). Authors of manuscripts in languages other than Japanese should observe these limits as they apply to that language.
- 7. Manuscripts should be formatted in Microsoft Word, saved on CD-R, and submitted to the editorial board along with a hard copy. Manuscripts will not be returned.
- 8. The first page should start with the title, author's or authors' name(s), position and institution. This should be followed by an abstract in Japanese (not exceeding 200 characters) and one in English (not exceeding 100 words). The title and key words in Japanese, English, and, if the text is written in a third language, in the language of the text, should follow the abstract. The text should begin below the keywords.
- 9. Authors will receive page proofs twice for corrections. At this stage of proofreading, major additions or deletions in the manuscript are not permitted.
- 10. 50 reprints will be provided for each article. Extra copies can be ordered at cost.
- 11. Authors must observe these guidelines, and be responsible for the content and word choice in their manuscripts.
- 12. The editorial board and referees designated by the editorial board will consult and decide whether or not to publish manuscripts.
- 13. Other guidelines for the submission and publication of manuscripts will be explained by the editorial board as the need arises.
- 14. The copyright for articles appearing in the Journal shall be retained by the author. With regard to electronic dissemination of the article by this university, the National Institute of Informatics, etc, the reprint and public distribution rights shall be handled by the Intercultural Studies Association. However permission to distribute articles electronically will be given only after agreement by the author or authors.
- 15. As the need arises, other matters not covered in the above guidelines will be considered by the editorial board.
- 16. These guidelines are effective from April 1, 2002.
- 17. The management board shall make all decisions concerning changes and deletions in the above guidelines in consulation with the editorial board.

#### 龍谷大学国際文化学会会則

制 定 平成8年4月1日 一部改正 平成14年5月15日 一部改正 平成19年2月20日 一部改正 平成25年5月15日 一部改正 平成27年2月20日

- 第1条 本会は、龍谷大学国際文化学会と称し、 事務所を龍谷大学内におく。
- 第2条 本会は、国際文化学の確立を目的とし、 そのための学術の研究促進とその普及を目的と する。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次 の事業を行う。
  - (1) 研究会の開催
  - (2) 講演会の開催
  - (3) 機関誌その他の出版
  - (4) その他、本会が適当と認める事業
- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
  - (1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員 と認定された者。
  - (2) 普通会員
    - ① 龍谷大学国際学部及び国際文化学部の全 専任教員。
    - ② 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の 承認を得た者。
    - ③ 龍谷大学国際学部及び国際文化学部卒業 生のうち会員資格の継続を希望する者。
  - (3) 学生会員 龍谷大学国際学部、国際文化学 部又は国際文化学研究科の学籍を有する学 生。
  - (4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業 を賛助する者。

会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版 物の配布を得ることができる。

第5条 本会には、下記の役員によって構成される学会運営委員会を置く。編集長は、編集委員 の互選により決定する。

 (1) 会
 長
 1名

 (2) 副
 会
 長
 1名

 (3) 編集委員
 若干名

(4) 庶務委員 1名

(5) 会計委員 1名

(6) 会計監査委員 1名

- 第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 会長は、龍谷大学国際学部長があたるものと する。会長以外の役員は、普通会員中より会長 がこれを委嘱する。
- 第7条 役員は次の職務を行う。
  - (1) 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
  - (2) 副会長は会長を補佐する。

- (3) 編集委員は、機関誌の発行等出版に関する 事務を処理する。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を処理する。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 第8条 運営委員会は、会長が主宰し、次の事項 を処理する。
  - (1) 事業計画に関すること
  - (2) 予算・決算に関すること
  - (3) 会員の入会・退会に関すること
  - (4) その他重要な事項
- 第9条 本会に、国際学部及び国際文化学部専任 教員をもって評議員とする評議員会を置く。

評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、 役員の選出、会則の改正、本会の運営に関する 基本事項について議決する。

- 第10条 本会の業務を処理するため事務局を設け、事務局に事務職員をおくことができる。
- 第11条 事務局職員に対する給与は、龍谷大学 給与規程に準じ会長が運営委員会の議を経て決 定する。ただし、龍谷大学の専任の職員等に業 務を依頼する場合は、無給とすることができる。
- 第12条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、 及び龍谷大学からの助成金をもってこれにあて る。会費は、普通会員については、年額5,000円 (別に入会金2,000円)、学生会員については年 額4,000円(別に入会金2,000円)、賛助会員につ いては、年額5,000円以上(別に入会金2,000円) とする。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 この会則の更改は、評議員会において出 席者の3分の2以上の賛同を要する。

#### 付 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

- 付 則(平成14年5月15日第4条改正)
  - この会則は、平成14年4月1日から施行する。
- 付 則(平成19年2月20日第10条改正)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

- 付 則(平成25年5月15日第2条改正、旧第10条~旧第12条繰下、第10条、第11条新設) この会則は、平成25年5月15日から施行する。
- 付 則(平成27年2月20日第4条,第6条,第 9条改正)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

### 執筆者紹介

泉 文明

龍谷大学・国際学部・教授

長 江 春 子

公益財団法人国際文化フォーラム・副主任

横井幸子

大阪大学・言語文化研究科・准教授

友 永 雄 吾

龍谷大学・国際学部・准教授

朴 炫 国

龍谷大学・国際学部・教授

(掲載順)

本誌掲載論文は、投稿規程にあるとおり査読を経たものである。

## 国際文化研究 第 21 号 2017

2017年3月10日発行

編集·発行 編集委員 龍谷大学国際文化学会

|集**委員** 佐々木 英 昭 | Noel M. TERHUNE

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 TEL 075 - 645 - 7922

印 刷 協和印刷株式会社

〒615-0052 京都市右京区西院清水町 13 TEL 075 - 312 - 4010